

大正十二年二月十五日

協調會長 徳川 家達

内閣總理大臣

内務 大臣

文部 大臣

農商務 大臣

工場法改正案に對する意見要綱

一、工業労働者の最低年齢を規定するに方り小學校令第三十三條第三項は之を削除し且貧困兒童に對して尋常小學校の教科を修了せしむべく適當の施設を講ぜらるむことを望む

理由 改正案に依れば貧困の故を以て義務教育を免

除せられたる少年と雖も滿十四歳に達するにあら

ば此が工業上何等の業務に就くこと能はざるを以

て彼等は風紀及衛生上不良なる環境の裡に其の期

間を空費するの已むを得ざるに至るべく是れ却つ

て彼等を保護するの所以にあらざるのみならず貧

困者の子弟が就業に依りて家計を助くること能は

ざるの結果を招致するに至るべきを以て此際宜し

く小學校令第三十三條第三項は之を削除し且つ貧

困兒童をして義務教育を修了せしむるに付き適當

なる施設を講ずるの必要あるべしと認む

二、少年職工の年齢十五歳未滿を十六歳未滿とする改

正案中三年の猶豫期間は之を削除せらるむことを望